



和歌山市公報

令和7年（2025年）3月 3日
第1794号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号	ページ
6 和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	2

【告示】

58 公示送達（令和6年度第1期から第7期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・（国保年金課）	11
59 公示送達（令和6年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	12
60 公示送達（令和6年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状）・・・・・・（納税課）	13
61 令和7年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（資産税課）	14
62 指定公金事務取扱者の住所変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（高齢者・地域福祉課）	15
63 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	16

【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
--	----

【選挙管理委員会告示】

8 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	18
--	----

【教育委員会告示】

4 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	19
-----------------------------------	----

【消防局訓令】

2 和歌山市消防局公印規程及び和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程・・・・（予防課）	20
--	----

和歌山市火災予防規則を公布する

令和7年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第6号

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
(宛先) 和歌山市 消防署長 -					
届出者 住 所					
電話 - -					
氏 名					
所 在 地		- 電話 - -			
名 称		主 要 用 途			
建築確認年月日		年 月 日	建築確認番号		
※消防同意年月日		年 月 日	※消防同意番号		
工事着手 年 月 日	年 月 日	工事完了(予定) 年 月 日	年 月 日	使用開始(予定) 年 月 日	年 月 日
他の法令による 許 認 可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
従 業 員 数	人	公開時間又は 従 業 時 間			
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、消防 用水の概要					
その 他 必 要 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造					
	種類 階別	床面積 (㎡)	用途	消防用設備等の概要				
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	特殊消防用設備等の概要
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図を添付すること。

第8号様式及び第8号様式の2を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

炉・ちゅう房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日						
(宛先) 和歌山市 消防署長 -						
届出者 住所 (電話 - -) 氏名						
防火 対象物	所在地	-				
	名称	電話		- -		
設置 場所	用途	床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等		
	構造	階層				
届 出 設 備	設備の種類					
	着工(予定)年月日		年 月 日	竣工(予定)年月日		年 月 日
	設備の概要					
	使用する 燃料・ 熱源・ 加工液		種 類	使 用 量		
	安全装置					
取扱責任者の職氏名						
工 事 施 工 者	住所	-				
	氏名	電話 - -				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用ちゅう房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第8号様式の2（第11条関係）

燃料電池発電設備
 変電設備
 急速充電設備 設置届出書
 発電設備
 蓄電池設備

年 月 日					
(宛先) 和歌山市 消防署長 -					
届出者					
住所					
(電話 - -)					
氏名					
防火 対象物	所在地	-			
	名称	電話 - -			
設置 場所	構造	場所		床面積	
				m ²	
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	不燃区画	換気設備		
届出 設備	電圧	V		全出力又は 蓄電池容量	kW kWh
	着工(予定) 年 月 日	年 月 日		竣工(予定) 年 月 日	年 月 日
	設備の概要	種別			
主任技術者氏名					
工事 施工者	住所	-			
	氏名	電話 - -			
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては1次電圧と2次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の和歌山市火災予防規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和7年3月3日揭示済）

和歌山市告示第58号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和6年度	第1期から 第7期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年3月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年2月28日揭示済)

和歌山市告示第59号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年3月24日に変更する。
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年3月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年2月28日揭示済)

和歌山市告示第60号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和7年2月28日揭示済）

和歌山市告示第61号

令和7年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び第3項並びに和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第65条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和7年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧期間

令和7年4月1日（火）から同年6月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時）

3 縦覧場所

和歌山市役所 2階 資産税課窓口

（令和7年3月3日揭示済）

和歌山市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第3項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者の住所変更の届け出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年 3月 3日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定公金事務取扱者として指定した者の名称及び変更後の所在地
名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町2番12号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ゲートゴルフ場使用料、ふれあいの郷雑入（ハーブ販売収入及びハーブティ販売収入）
- 3 変更をした日
令和7年2月3日

（令和7年3月3日揭示済）

和歌山市告示第63号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
前田 真範	小児科	肢体不自由	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和7年 3月1日
庄野 剛史	呼吸器内科	呼吸機能障害	和歌山労災病院	和歌山市木ノ本 93-1	令和7年 3月1日
池田 由香	小児科	肢体不自由、 心臓機能障害、 呼吸機能障害、 ぼうこう・ 直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4-20	令和7年 3月1日

(令和7年3月3日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市中筋日延字藪裏379番5、379番8	(掲載省略)
和歌山市出島字堤外松原60番1	和歌山市出島48番地1 株式会社玉林園 代表取締役 林 和宏

(令和7年3月3日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,984人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

99,734人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

49,867人

(令和7年3月3日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第4号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年3月3日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和7年3月6日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 令和6年度末退職校長に対する感謝状授与について
- (2) 和歌山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について
- (3) 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について
- (4) 和歌山市立学校管理規則の一部改正について
- (5) 人事案件について
- (6) その他

(令和7年3月3日揭示済)

消防局訓令第2号

和歌山市消防局公印規程及び和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月3日

和歌山市消防局長 谷口佳生

和歌山市消防局公印規程及び和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程

（和歌山市消防局公印規程の一部改正）

第1条 和歌山市消防局公印規程（平成7年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表を次のように改める。

ひな形 番号	公印の名称	書体	寸法（ミリ メートル）	管理者	用途	個数
1	消防長印	古印体	方15	消防総務課長	身分証明書用	1
2	消防長印	古印体	方25	予防課長	火災証明用	1
3	中消防署長印	古印体	方25	中消防署長	賞状、表彰状及び感謝状	1
4	東消防署長印	古印体	方25	東消防署長	賞状、表彰状及び感謝状	1
5	北消防署長印	古印体	方25	北消防署長	賞状、表彰状及び感謝状	1

別表第2 専用公印の表中

「

4	5	6	7	8
和歌山市 中消防 署長印	署東和 長消山 印防市	和歌山市 東消防 署長印	署北和 長消山 印防市	和歌山市 北消防 署長印

」

を

4	5	に改める。
署東和 長消山 印防市	署北和 長消山 印防市	

」

（和歌山市火災予防規程の一部改正）

第2条 和歌山市火災予防規程（平成26年消防局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

（9）申請書 法第7条の許可、認可又は確認に係る申請書をいう。

第2条中第10号を削り、同条第11号を第10号とする。

第8条第1項中「消防同意印（別記様式第9号）」を「同意印（別記様式第9号）」に改め、同条第2項中「確認申請書」を「申請書」に改める。

第9条を次のように改める。

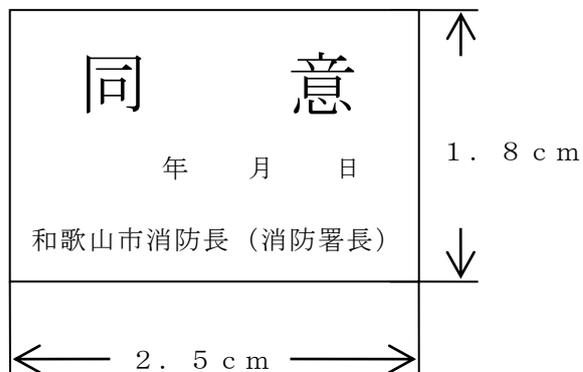
（計画通知書の処理）

第9条 前条の規定は、計画通知書の処理について準用する。この場合において、同条第1項中「

同意印（別記様式第9号）」とあるのは、「了承印（別記様式第12号）」と読み替えるものとする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第8条関係）



別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第10号（第8条関係）

不同意通知書

第 号 年 月 日		
様		
和歌山市消防長（消防署長）		
建築主住所・氏名		
建築指導課又は指定確認検査機関受付年月日	建築指導課又は指定確認検査機関受付番号	
建築場所		
<p>上記申請書は、次の事由により同意することができないので通知します。</p> <p>1 事由</p> <p>2 根拠条文</p> <p>3 不同意するに至った経過</p>		

別記様式第11号 削除

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月3日揭示済)